

開発事業公聴会報告書

2025年（令和7年）9月30日

逗子市長 桐ヶ谷 寛



まちづくり条例第34条に基づく公聴会を開催しましたので、その内容及び意見について次のとおり報告します。

開発事業の名称	(仮称) 桜山五丁目マンション新築工事
開発事業の位置	逗子市桜山五丁目724番1外14筆
事業者名	かもめビルサービス株式会社
公聴会開催の区分	まちづくり条例第34条第2項
公聴会を開催した日時	令和7年9月13日
公聴会を開催した場所	逗子市役所5階第3・4会議室
事前協議書の概要	別紙のとおり
公述人の住所・氏名	※個人情報保護のため、非公開とする
公述人の述べた意見	別紙のとおり（要旨）

当該開発事業に対する意見

令和7年9月13日に開催した（仮称）桜山五丁目マンション新築工事に関する公聴会では、公述人及び事業者より、様々な観点からご意見をいただきました。

公述人からは、日照やプライバシー、景観保全の観点から、「建物の階層を5階から4階にすること」「建物間距離を4m以上とすること」「今後の明確な対応提示」「行政の関与強化」などを求める旨の公述がありました。

一方で、事業者からは、関係法令に沿った計画となるよう関係所管と協議を重ね、近隣住民への説明会等を複数回実施し、「隣家へのプライバシーを考慮して、駐車場からのアプローチ導線の変更やバルコニーの手すりの意匠変更」「待機スペースの確保や安全面の観点から駐車場の削減や配置の変更」など、可能な限り計画を見直してきたとの意見表明がありました。

これらを勘案し、本計画は、逗子市まちづくり条例に定められた手続き及び基準を満たしており、関係所管との協議も適切に行われ、前記のような配慮が見られることから、当該開発事業については賛意を示すものとします。

なお、本計画に係る施工会社及びその工期、連絡先などについては、決定次第、速やかに近隣住民に明示するとともに、騒音・振動・粉じん・電波障害などの対応についても市の協議内容を遵守し適切な配慮を求めます。

その他公聴会の経過に関する事項

・事業者の意見要旨は別紙のとおり

・公述人…3名 ・事業者…1名 ・傍聴人…21名

・公述人は1人10分以内 事業者の意見表明は30分以内